

ごみ一口メモ

有害ごみ	<p>有害ごみとは、有害物質である水銀を使っている次のようなごみのことです。</p> <p>例 ①蛍光灯 ②昔の乾電池 ※現在製造されている乾電池には、水銀は使われていません。乾電池は、埋立ごみの日に出してください。 ③ボタン型電池 ④体温計</p>
スプレー缶	<p>6月のごみ収集中に火災が発生しました。原因は、スプレー缶の中に残っていたガスでした。スプレー缶を出す時は、使い切ってから、火気のないところで、穴をあけて、中のガスを抜いてから出してください。</p>
ペットボトルのキャップ	<p>ペットボトルのキャップは、素材がペット樹脂ではないので、はずして出すことになっています。しかし、キャップをはずした時に輪だけが残ってしまい、それがなかなか取れません。ニッパを使って輪を切ると、楽にはずせますので、参考にしてください。 ほかにもよい方法があればお知らせください。</p>
事業所系廃棄物	<p>販売店、製造業など事業をすることによって出てくるごみは、事業活動に伴って生じるものなので、事業主の責任において、適正に処理しなければなりません。一般の家庭ごみの置場に出すことはできませんので、許可業者に頼んで処分してください。</p>

「家庭用焼却炉」は 12月から 使用できません

廃棄物処理法の改正により、ダイオキシン類対策として、12月1日から次の基準を満たさない焼却炉は使用できなくなります。

構造基準

- ① 800度以上の状態で焼却できるもの
- ② 外気と遮断された状態で定量ずつごみを投入できるもの
- ③ 温度計を備えていること
- ④ 温度を保つ助燃料装置を備えていること

今後は、ごみ出しのルールに基づき町のごみ収集に出してください。

なお、事業所の小型焼却炉についても、火床面積や焼却能力にかかわらず、上記の構造基準が適用されます。事業所のごみは許可業者に頼んで処分してください。

問い合わせ 役場生活環境課生活環境係

☎ 985-4117

伊予地区ごみ処理施設 管理組合職員募集

募集職種及び人員 作業員 1名

受験資格

- (1) 昭和42年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた方
- (2) 伊予市、松前町、双海町に在住する方で、伊予地区清掃センターへ通勤可能な方

第1次試験

日時 10月20日(日) 9時～
場所 伊予市民会館
試験 労務適性検査、作文

第2次試験

第1次試験合格者に別途通知します。

申込み

場所 伊予市役所企画人事課人事係
期間 9月2日(月)～30日(月)までの執務時間中

問い合わせ

伊予市米湊820番地 〒799-3193
伊予地区ごみ処理施設管理組合事務局
☎ 982-1111 (内線 547)
伊予市役所企画人事課人事係
☎ 982-1111 (内線 510.511)

7月の松前町1世帯あたりのごみ排出量

	可燃物	不燃物	かん類・ びん類・ ペットボトル	紙ごみ
平成13年	69kg	3 kg	12kg	—
平成14年	60kg	4 kg	14kg	8 kg
増 減	△9kg	1 kg	2kg	8 kg

(7月末現在 11,680世帯 31,355人)

家庭から出るごみの量を意識し、ごみを減らす生活にご協力ください。

※紙ごみは平成14年4月から実施。

次の大型ゴミの日は

10月20日(日)です。

地域で決められた場所に収集車が来るまでに
出しましょう。